

子育て世帯住替え支援事業

新しく千葉市内の高経年住宅団地へ転居する子育て世帯に対し、中古住宅の購入費用や賃貸住宅の賃料、引越し費用、リフォーム費用などを補助します。

最大 **30万円** 補助！

申請
受付期間

令和5年7月3日(月)～令和6年3月1日(金)

※予算額(予定件数30件)に達した時点で受付終了します。

主な要件

対象となる転居期間内に高経年住宅団地(*1)外から市内の高経年住宅団地内へ転居していること。

対象となる転居期間: 令和5年4月1日～令和6年2月29日

小学生以下の子ども(出産予定の子どもを含む。)がいる世帯であること。

※その他の要件については住宅政策課ホームページをご確認ください。

補助対象
世帯

申請年度に小学生以下の子どもがいる世帯の場合、児童手当を受給していること。(特例給付を除く。)出産予定の場合は上記同等の所得額であること。

補助対象
費用

住居費: 中古住宅の購入費用、賃貸住宅の賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料
※勤務先から住宅手当の支給を受けている場合は、それを除いた額。

引越費用: 引越業者又は運送業者へ支払った費用

リフォーム費用: 住宅の修繕、増築、改築、設備更新等の工事で工事業者へ支払った費用
※エアコン・洗濯機等の家電購入・設置費や、倉庫・車庫に係る工事費、門・フェンス・植栽の外構に係る工事費は対象外。

令和6年2月29日までに支払った額が対象となります。

(*1)高経年住宅団地とは

対象エリアは裏面の「**高経年住宅団地一覧**」をご確認ください。

申請方法

申請書と必要書類を住宅政策課へ直接持参又は郵送してください。
申請書は住宅政策課で配布しているほか、ホームページからもダウンロードできます。

制度の詳細については、右記二次元バーコードからご覧ください。



問合せ先

千葉市 都市局建築部 住宅政策課

〒260-8722千葉市中央区千葉港1番1号

千葉市役所新庁舎低層棟4階

TEL:043-245-5809



←メールでも
お問合せ可能です。

高経年住宅団地 一覧

(「〇〇の一部」と記載されている町丁目に転入をお考えの方は、必ず事前に住宅政策課までお問い合わせください。)

区	住宅団地・地区名称	町丁目・大字(※)
中央区	東千葉地区	東千葉1丁目の一部
		東千葉2丁目の一部
		東千葉3丁目の一部
花見川区	横戸台団地	横戸台
	こてはし台団地	こてはし台1丁目
		こてはし台2丁目の一部
		こてはし台3丁目
		こてはし台4丁目の一部
		こてはし台5丁目
		こてはし台6丁目
	花見川団地	花見川
にれの木台団地	朝日ヶ丘2丁目	
西小中台団地	西小中台	
稲毛区	柏台地区	柏台
	千草台団地	千草台1丁目
		千草台2丁目
あやめ台団地	あやめ台	
若葉区	都賀の台団地	都賀の台1丁目
		都賀の台2丁目
		都賀の台3丁目
		都賀の台4丁目の一部
		北大宮台団地
	若松台団地	若松台1丁目の一部
		若松台2丁目の一部
		若松台3丁目の一部
	大宮台団地	大宮台1丁目
		大宮台2丁目
		大宮台3丁目
		大宮台4丁目
		大宮台5丁目
		大宮台6丁目
		大宮台7丁目の一部
	千城台団地	千城台東1丁目
		千城台東2丁目
		千城台東3丁目
		千城台東4丁目の一部
		千城台西1丁目
		千城台西2丁目
		千城台西3丁目の一部
		千城台南1丁目
		千城台南2丁目
		千城台南3丁目の一部
		千城台南4丁目の一部
		千城台北1丁目の一部
		千城台北2丁目
		千城台北3丁目
	千城台北4丁目	
	小倉台団地	小倉台1丁目の一部
		小倉台2丁目の一部
		小倉台3丁目
小倉台4丁目		
小倉台5丁目		
小倉台6丁目の一部		
小倉台7丁目		
みつわ台団地	みつわ台1丁目の一部	
	みつわ台2丁目	
	みつわ台3丁目	
	みつわ台4丁目	
	みつわ台5丁目	

区	住宅団地・地区名称	町丁目・大字(※)
緑区	大木戸台団地	大木戸町の一部
	大権台団地	大権町の一部
	越智はなみずき台団地	越智町の一部
美浜区	海浜ニュータウン(高洲)	高洲1丁目
		高洲2丁目
		高洲3丁目
		高洲4丁目
	海浜ニュータウン(高浜)	高浜1丁目
		高浜2丁目
		高浜3丁目
		高浜4丁目
		高浜5丁目
		高浜6丁目
	海浜ニュータウン(真砂)	真砂1丁目
		真砂2丁目
		真砂3丁目
		真砂4丁目
		真砂5丁目
	海浜ニュータウン(磯辺)	磯辺1丁目
		磯辺2丁目
		磯辺3丁目
		磯辺4丁目
		磯辺5丁目
磯辺6丁目		
磯辺7丁目		
磯辺8丁目		
幸町団地	幸町2丁目	
幸町東地区	幸町1丁目5	
	幸町1丁目7	
	幸町1丁目8	
稲毛海岸地区	稲毛海岸1丁目	
	稲毛海岸2丁目	
	稲毛海岸3丁目	
	稲毛海岸4丁目	

(※)「〇〇の一部」と記載されている場合は、該当所在地の内、居住促進区域内で開発から40年以上経過した5ha以上の団地又はそれに準じた団地部分のみを対象とする。